

6 保健所保健師の活動について考える

健康局総務課保健指導室

室長 勝又 浜子

1) 講演

- ① 地域保健の動向について
- ② 保健所保健師への期待

厚生労働省大臣官房

参事官 岡本 浩二

愛知県半田保健所(全国保健所長会会長)

所長 澁谷 いづみ

地域保健の動向について

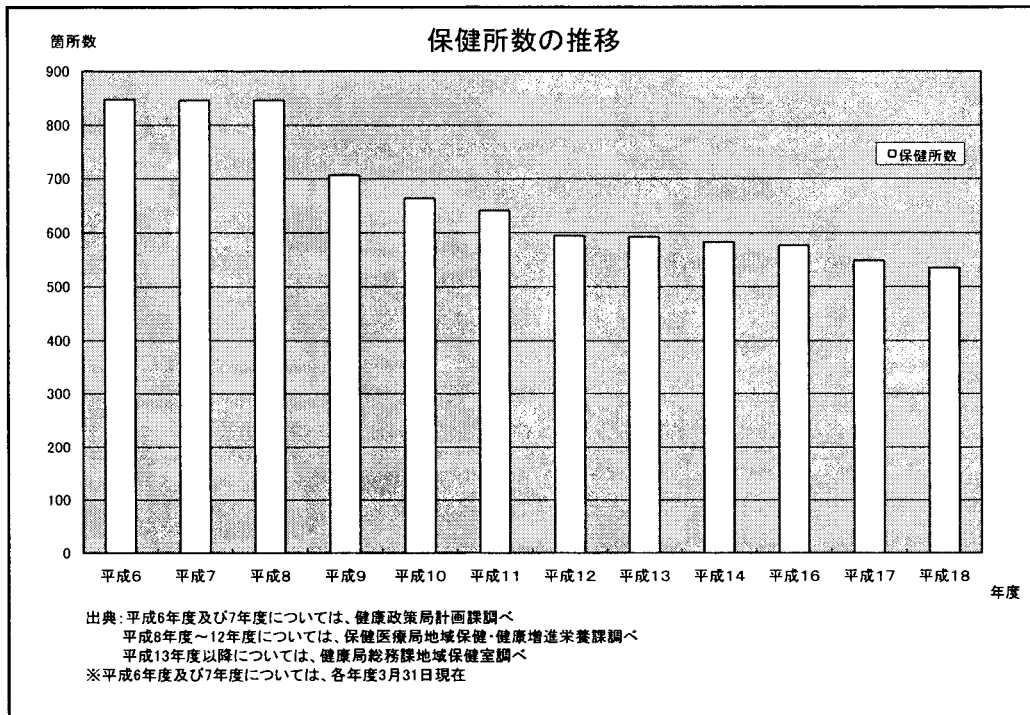
厚生労働省大臣官房参事官
岡本浩二

保健所の設置状況

年度	都道府県	指定都市	中核市	その他 政令市	特別区	計
H6	625	124	0	45	53	847
H9	525	101	26	15	39	706
H12	460	70	27	11	26	594
H15	438	71	35	9	23	576
H18	396	73	36	7	23	535
H21	380	59	41	7	23	510

※地域保健法 第五条 (健康局総務課地域保健室調べ:平成21年4月1日現在)

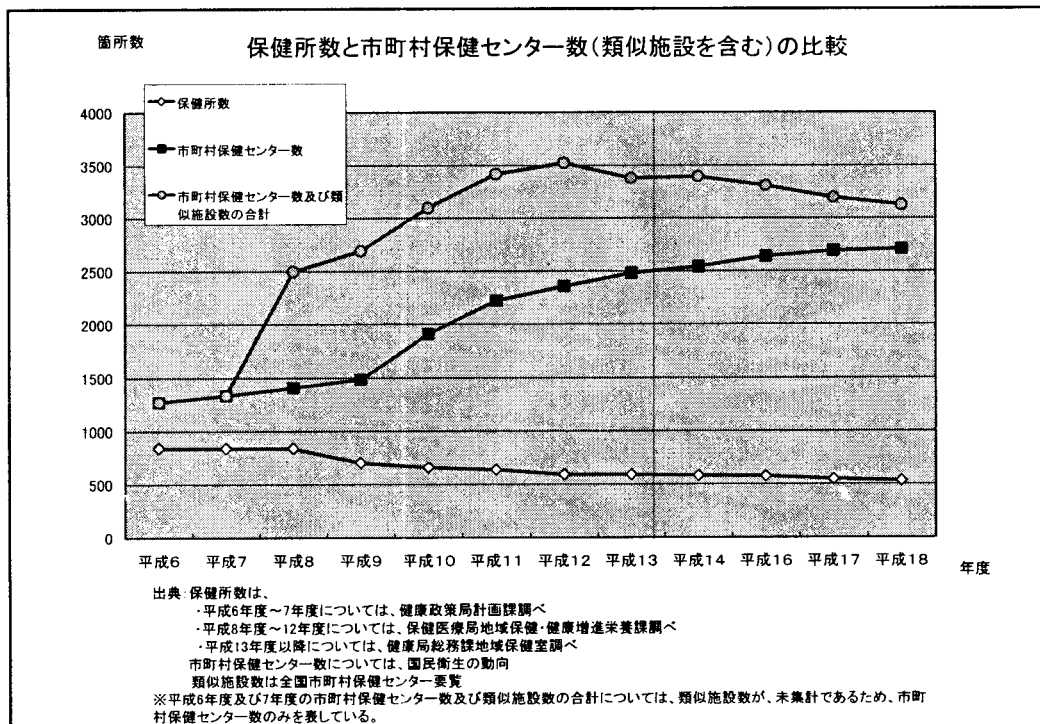
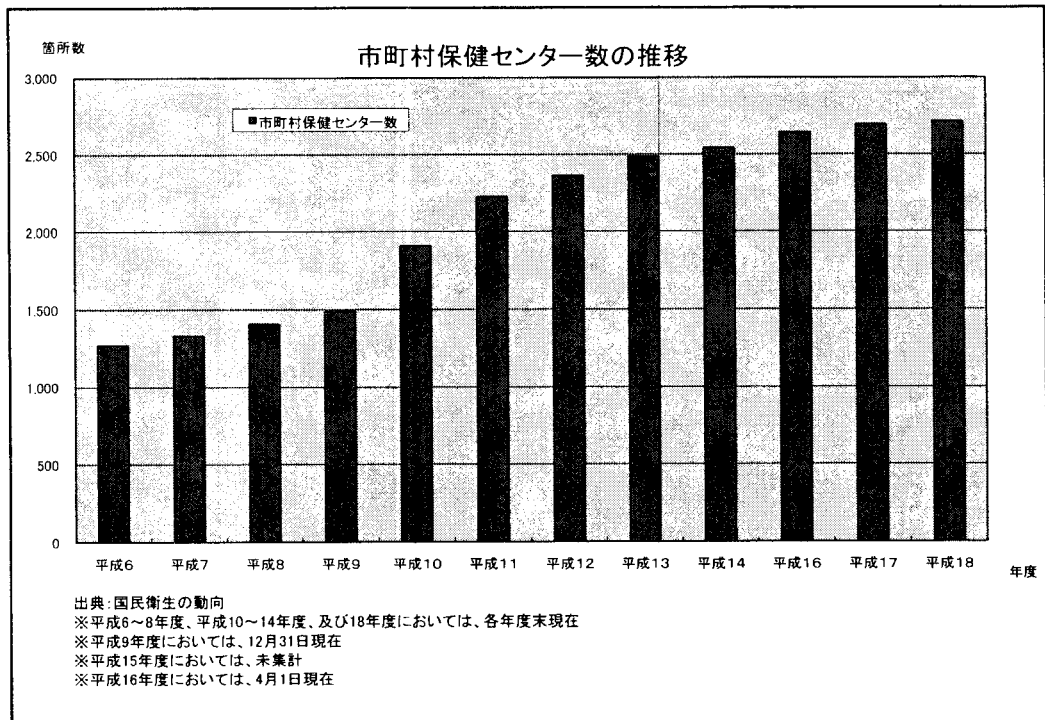
保健所は、都道府県、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。



市町村保健センターの設置状況

年度	市町村数	市町村保健センター数	類似施設	市町村保健センター数及び類似施設の合計
H6	3,235	1,270	0	1,270
H9	3,232	1,487	1,204	2,691
H12	3,229	2,364	1,161	3,525
H16	3,100	2,640	668	3,308
H18	1,820	2,710	414	3,124

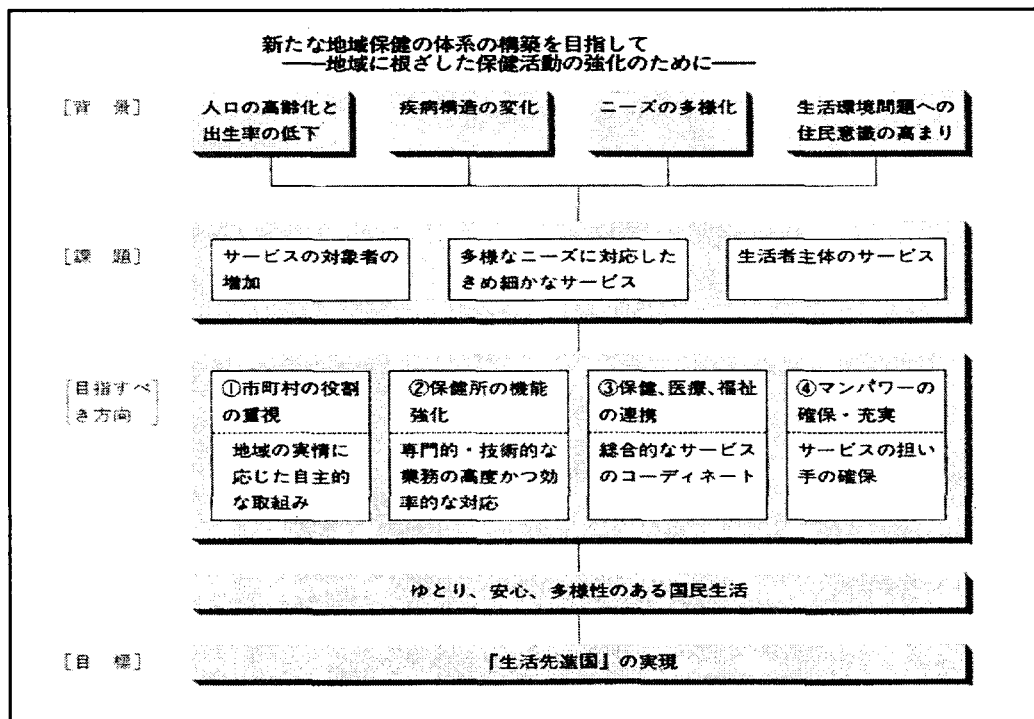
出典:国民衛生の動向
 ※平成6年度、平成12年度、及び18年度においては、各年度末現在
 ※平成9年度においては、12月31日現在
 ※平成15年度においては、未集計
 ※平成16年度においては、4月1日現在



保健所の職種別職員数の推移

年度	総職員数	医師	保健師
H6	34, 134	1, 312	8, 462
H9	29, 948	1, 173	7, 978
H12	30, 353	1, 088	7, 905
H15	29, 044	964	7, 487
H18	27, 750	856	7, 576

出典：・平成6年度については、保健医療局調べ
 ・平成9年度については、大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」
 ・平成12年度以降は、大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」
 ※平成9年度以降は、年度末現在



保健所法から地域保健法へ

改正の基本的考え方①

- ・ 急激な人口の高齢化と出生率の低下、慢性疾患の増加等の疾病構造の変化、地域住民のニーズの多様化、食品の安全性・ごみ・地球環境等の生活環境問題への住民意識の高まりなどに対応し、サービスの受け手である生活者の立場を重視した地域保健の新たな体系を構築する。

保健所法から地域保健法へ

改正の基本的考え方②

- ・ 都道府県と市町村の役割を見直し、住民に身近で頻度の高い母子保健サービスなどについて主たる実施主体を市町村に変更し、既に市町村が実施主体となっている老人保健サービスと一体となった生涯を通じた健康づくりの体制を整備するとともに、地方分権を推進する。

保健所が行う事業(地域保健法)

【第六条】

- ①地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- ②人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- ③栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- ④住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- ⑤医事及び薬事に関する事項
- ⑥保健師に関する事項

- ⑦公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- ⑧母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- ⑨歯科保健に関する事項
- ⑩精神保健に関する事項
- ⑪治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- ⑫エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- ⑬衛生上の試験並びに検査に関する事項
- ⑭その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

【第七条】

地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる

- ①地域保健に関する情報を収集し整理し、及び活用すること
- ②地域保健に関する調査及び研究
- ③歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療
- ④試験及び検査を行い、並びに医師等に試験及び検査に関する施設を利用させること

【第八条】

所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

地域保健対策の推進に関する 基本的な指針

- 地域保健法第四条第一項の規定に基づき策定
- 市町村、都道府県、国等が取り組むべき方向性を示したもの
- 地域保健対策の円滑な実施、総合的な推進を図ることを目的

地域保健対策の推進に関する 基本的な指針の背景①

地域保健対策を取り巻く状況の変化

- 人口の高齢化、出生率の低下
- 慢性疾患の増加(疾病構造の変化)
- 国民ニーズの高度化、多様化
- 食品の安全や廃棄物等の生活環境問題に対する国民意識の高まり

さらに

- 健康危機事例が頻発
- 社会の複雑化に伴う精神保健ニーズの高度化
- より豊かな社会を求める国民ニーズの高度化、多様化
- 介護保険の実施

状況の変化への対応が必要

地域保健対策の推進に関する 基本的な指針の背景②

保健所、市町村保健センター、地方衛生研究所を相互に機能
地域特性や関連施策との有機的連携
科学的根拠に基づく地域保健対策の推進



地域住民の健康保持、増進
地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保

地域保健対策の総合的な推進

地域保健対策の推進の基本的な方向

- ①生活者個人の視点の重視
 - サービスの受け手である生活者個人の視点を重視
 - すべての住民が満足し安心できるサービスの実現
- ②住民の多様なニーズに対応したきめ細やかなサービス
 - 画一的なサービスから多様なニーズに応じたきめ細やかなサービスへの転換
- ③地域の特性をいかした保健と福祉のまちづくり
 - 保健、福祉サービスは市町村が地域の特性を十分に発揮しつつ一元的に実施

④国民の健康づくりの推進

- 健康増進法に基づき国民の健康づくりを推進するため、教育活動や広報活動を通じた健康の増進に関する知識の普及、情報収集等を行う。
- 都道府県は都道府県健康増進計画を定め、市町村は、市町村健康増進計画を定めるように努める。

⑤高齢者対策及び介護保険制度の円滑な実施のための取組

- 高齢者対策や介護サービス等の必要がある住民に対し必要なサービスを適切に提供できる体制の整備

⑥快適で安心できる生活環境の確保

- 地域住民の健康の保持増進のため、生活の基盤となる快適で安心できる生活環境の確保

⑦地域における健康危機管理体制の確保

- 健康危機に対し、迅速かつ適切な危機管理を行うため、地域における管理体制を確保

⑧科学的根拠に基づいた地域保健の推進

- 科学的根拠に基づく地域保健の企画及びその実施

保健所に関する基本的事項

地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化

地域の医師会の協力の下に医療機関と連携 等

→ ライフサイクルを通して一貫した保健、医療、福祉サービスを提供

- (1) 専門的かつ技術的業務の推進
- (2) 情報の収集、整理及び活用の推進
- (3) 調査及び研究等の推進
- (4) 市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整の推進
- (5) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化
- (6) 企画及び調整の機能の強化

市町村保健センターの運営

①健康相談、保健指導、健康診査等の地域保健計画に関する計画の策定等により住民のニーズに応じた計画的な事業の実施を図ること。

②保健、医療、福祉の連携を図るため、社会福祉施設（老人介護支援センター等）等との連携及び協力体制の確立、市町村保健センター等における総合相談窓口の設置、在宅福祉サービスを担う施設との複合的整備、保健師とホームヘルパーに共通の活動拠点としての運営等により、保健と福祉の総合的な機能を備えること。

- ③保健所からの専門的かつ技術的な援助及び協力を積極的に求めるとともに、市町村健康づくり推進協議会の活用、検討協議会の設置等により、専門職能団体及び地域の医療機関との十分な連携及び協力を図ること。
- ④精神障害者の社会復帰対策、認知症高齢者対策、歯科保健対策等のうち、身近で利用頻度の高い保健サービスは、保健所の協力の下に実施することが望ましい。
- ⑤政令市は、保健所と市町村保健センター等との密接な連携を図り、効率的かつ効果的な保健サービスの提供を可能にする体制を整備すること。

基本指針の改正状況

平成12年 阪神・淡路大震災などの地域住民の生命、健康の安全に影響を及ぼす事態が頻発し、健康危機管理のあり方が問題になったことや、平成12年度から介護保険制度が施行されたことに伴う一部改正

改正の主な事項

- ①地域における健康危機管理体制の確保
- ②介護保険制度の円滑な運用のために、地域保健対策として取り組みを強化
- ③ノーマライゼーションの推進
- ④21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)の推進
- ⑤保健所と市町村保健センターの整備
- ⑥地域保健対策に係る人材の確保と資質の向上

平成15年 健康増進法の施行
精神障害者対策、児童虐待防止、生活衛生対策
などの社会状況の変化に伴う一部改正

改正の主な事項

- ①国民の健康づくりの推進
- ②次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進
- ③高齢者対策と介護保険制度の円滑な実施のための取り組み
- ④精神障害者施策の総合的な取り組み
- ⑤児童虐待防止対策に関する取り組み
- ⑥生活衛生対策
- ⑦食品衛生対策
- ⑧地域保健と産業保健の連携

平成17年 介護保険法等の一部を改正する法律の一部
施行に伴う、「痴呆」用語の見直しにより、「痴呆
性老人対策」を「認知症高齢者対策」に改めた

平成20年 健康保険法等の一部を改正する法律等の施行
に伴い、「老人保健事業」を「健康増進事業」に
改める等の用語の整理を行った

市町村における保健婦活動について

昭和53年4月24日
公衆衛生局地域保健課長通知

1. 保健婦活動に必要な資材、設備の整備と保健婦の処遇の向上
2. 複数保健婦を配置する場合管理的職務を行う保健婦の地位を設け、保健婦業務の管理を行う
3. 保健計画の策定、関連予算の立案には保健婦の意見を求める
4. 保健婦の本来業務に専念できる体制整備(補助的業務、一般事務等を行わせない)
5. 研修、研究会への積極的参加

6. 市町村における保健婦活動

- (1) 保健婦活動の計画作成及び活動の評価を行う
- (2) 衛生教育、家庭訪問、健康相談等に重点をおく
- (3) 市町村保健センター等を活用し、地域活動に重点をおく
- (4) 保健婦活動の計画作成及び実施には保健所長の技術的指導を受けて行う
- (5) 保健所の医師、保健婦、栄養士等の連携を図る
- (6) 福祉事務所、病院、診療所、学校、事業所等との連携を図る
- (7) 諸種の団体、地区組織の協力を得る